

公募型プロポーザルの公示

東村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務及び東村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公示する。

令和7年6月27日

東村長 當山 全伸



1. 公募型プロポーザルに対する事項について

- (1) 業務名称 ①東村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
 ②東村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務
 （以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容 仕様書等を参照
- (3) 業務期間 ①契約締結日から令和8年1月16日まで
 ②契約締結日から令和8年3月13日まで
- (4) 見積限度額 ①8,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）
 ②450,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- (5) その他 上記2つの業務は一括してプロポーザルを実施し、業務ごとのプロポーザルは実施しない。なお、契約はそれぞれ分割して行う。

2. 公募型プロポーザルの全体スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

実施の公告（ホームページ掲載）	令和7年6月27日（金）
参加申込書等提出期限	令和7年7月10日（木）
1次審査結果の通知	令和7年7月11日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年7月18日（金）
2次（プレゼンテーション）審査	令和7年7月23日（水）
結果通知	令和7年7月24日（木）

3. 参加資格

- (1) 沖縄県内に本社又は営業所等の営業拠点を有すること。
- (2) 参加申込書等提出期限までに沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (7) 本村及び沖縄県の指名停止基準に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 過去5年以内において、地方自治体の同一又は類似する業務実績を有すること。

4. 各書類の提出先

〒905-1292

沖縄県国頭郡東村字平良804番地

東村役場 建設環境課

電話番号：0980-43-2205